

# (11) 一般就労移行等促進事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法では、就労移行支援事業等により、障害者の就労支援を実施しているが、これをさらに充実させるため、一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援や工賃引き上げ、及び就労の機会の場について、さらなる促進を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

一般就労移行を含めた障害者の就労支援をさらに促進するため、障害者の職場実習・職場見学の促進、就労支援ネットワークの強化・充実、一般就労への移行に有効な施設外就労等の促進、移行後の職場定着支援、離職の危機や、やむを得ず離職した者への再チャレンジ支援、目標工賃達成に対する助成、及び就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行についての支援を実施する。

ア 職場実習・職場見学促進事業（別紙1のとおり）

イ 就労支援ネットワーク強化・充実事業（別紙2のとおり）

ウ 施設外就労等による一般就労移行助成事業（別紙3のとおり）

⑨ エ 障害者一般就労・職場定着促進支援事業（別紙4のとおり）

⑨ オ 離職・再チャレンジ支援助成事業（別紙5のとおり）

⑨ カ 目標工賃達成助成事業（別紙6のとおり）

⑨ キ 就労継続支援A型への移行助成事業（別紙7のとおり）

# (別紙1) ア 職場実習・職場見学促進事業

## 1 事業の目的

職場実習等は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合、また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力し、当該事業所利用者及びその家族等に対して障害者が雇用されている企業見学を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習等の受入先の確保を促進することを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

### ① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

また、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者（A型・B型）が企業見学を実施する場合は、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力した上で、障害者を雇用している企業に対し依頼・実施すること。

② 対象企業・事業所

- ア 就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習等を継続的に受け入れる民間企業（職場実習のための受入設備更新等）
- イ 就労移行支援事業者・就労継続支援事業者（A型・B型）（企業見学を企業に依頼・実施する場合）

(3) 補助単価

- ア 5,000千円以内（1企業あたり）
- イ 20千円（就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型）  
（企業見学実施の場合、1回あたり（参加人数は家族等含め5人以上））

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係